

# (社) 小千谷青年会議所定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会議所は、社団法人小千谷青年会議所(OJIYA Junior Chamber Incorporated)と称する。

### (事 務 所)

第2条 本会議所は、事務所を新潟県小千谷市本町2丁目1番5号に置く。

### (目 的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めると共に、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

### (運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人、又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行なわない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

### (事 業)

第5条 本会議所は、その目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 指導者訓練を基調とした修練及び社会奉仕並びに会員相互の友情を深める事業
- (2) 地域社会、国内及び国外の政治、経済及び文化並びに社会に関する調査研究に関する事業
- (3) 内外経済団体、文化団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (4) 国際青年会議所、日本青年会議所及び国内、国外の各地青年会議所との提携に関する事業
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員及び会費

### (会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

### (正 会 員)

第7条 正会員は、小千谷市及び小千谷市の近隣地域に住所又は勤務先を有する20才以上40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者とする。ただし、年度中に40才に達した場合はその年度内は正会員としての資格を有する。

2 直前理事長は、その任期中正会員の資格を有する。

3 すでに他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となることができない。

#### (特別会員)

第8条 特別会員は、制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者とする。

#### (賛助会員)

第9条 賛助会員は、本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認された者とする。

#### (会員の権利)

第10条 会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

#### (会員の義務)

第11条 会員は、本定款に別に定めるもののほか、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

#### (入会金及び会費)

第12条 正会員になろうとする者は、総会において別に定めるところにより入会金を納入しなければならない。

2 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

#### (特別負担金)

第13条 正会員は、入会金及び会費のほか本会議所活動に必要な事業その他に要する特別負担金を徴収されることがある。

2 前項の特別負担金の額及び徴収方法は、総会において決定する。

#### (休会及び復会)

第14条 正会員は、やむを得ぬ事由により長期間総会及び例会に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。この場合、休会中の会費は、理事会においてこれを決定する。

2 前項の規定により休会した正会員が、復会しようとするときは、書面により理事長に申し出なければならない。

#### (会員資格の喪失)

第15条 会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 解散
- (2) 退会
- (3) 死亡
- (4) 破産又は禁治産もしくは準禁治産の宣告
- (5) 除名

#### (退会)

第16条 会員は、退会しようとするときは、その年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。ただし、理事会においてその年度の会費を減免することができる。

#### (除名)

第17条 会員は次の各号の一つに該当するときは、総会において、出席正会員の4分の3以上の決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
- (3) 会費の納入義務を履行しないとき
- (4) 総会及び例会の出席義務を履行しないとき
- (5) その他会員として適当でないと認められるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 総 会

#### (総会の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の種類)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (総会の招集及び開催)

第20条 通常総会は、次に掲げる年3回とし、理事長が招集し開催する。

- (1) 事業年度終了後2ヶ月以内
- (2) 8月
- (3) 12月

2 臨時総会は、次に掲げる場合、理事長が招集し開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事会が招集の必要を決議したとき
- (3) 5分の1以上の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき

3 前項第3号に規定する総会は、その請求を受け取った日より20日以内に招集の手続きをしなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、監事は民法第59条第4号の規定により総会を招集することができる。

5 総会を招集するには、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を総会の開催日の7日前までに正会員に送付しなければならない。

#### (総会の議長)

第21条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (総会の定足数及び決議)

第22条 総会は、正会員数の3分の2以上の正会員の出席により成立し、その決議は、本定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもってこれを議決し、又可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### (表 決 権)

第23条 正会員は、総会において各1個の表決権を有する。

2 特別会員及び賛助会員は、総会において表決権を有しない。

#### (書面による表決権)

第24条 正会員は、やむを得ない理由のため総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は総会に出席したものとみなす。

**(総会の決議事項)**

第25条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に関し重要な事項を議決する。

**(総会の議事録)**

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した正会員数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選任した議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第4章 役員及び特別顧問

**(役員の種類及び数)**

第27条 本会議所の役員は次のとおりとする。

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 理事長   | 1人                    |
| (2) 直前理事長 | 1人                    |
| (3) 顧問    | 若干人おくことができる           |
| (4) 副理事長  | 2人以上4人以内              |
| (5) 専務理事  | 1人                    |
| (6) 理事    | 理事長・副理事長・専務理事を含む25人以内 |
| (7) 監事    | 1人以上2人以内              |

2 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

**(役員資格及び任免)**

第28条 役員は、本会議所の正会員であることを要し、総会において選任及び解任される。ただし、直前理事長はこの限りでない。

2 役員を選任方法については、別に定める。

**(役員任期)**

第29条 役員任期は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠（定数増加に伴う場合の補充を含む。）のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 任期満了又は辞任により退任した役員は、後任者の就任するまでその職務を行うものとする。

#### (役員職務)

第30条 理事長は、本会議所を代表し所務を総理する。

- 2 直前理事長及び顧問は、前年度理事長及び顧問の立場から理事長を補助する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠員のときは理事会においてあらかじめ定められた順序によりその職務を代理又は代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務をつかさどり、かつ事務局を統括する。
- 5 理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を分掌する。
- 6 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

#### (役員解任)

第31条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において出席正会員の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

#### (特別顧問)

第32条 本会議所は、特別顧問若干人を置くことができる。

- 2 特別顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の推薦を得て総会において議決し、理事長が任命する。

## 第5章 理事会

#### (理事会の構成)

第33条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって構成する。

- 2 直前理事長、顧問及び監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 理事会は、必要があるときは理事以外の者の出席を要請し意見を求めることができる。

#### (理事会の招集及び開催)

第34条 理事会は毎月1回以上理事長が招集する。

- 2 理事会構成員の5分の1以上が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の請求があったときは、理事会をその請求を受理した日より7日以内に開催しなければならない。

#### (理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の定足数及び決議)

第36条 理事会は、その構成員の3分の2以上の出席により成立し、その決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決権者又は表決委任者は理事会に出席したものとみなす。

#### (理事会の決議事項)

第 37 条 理事会は、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない所務の執行に関する事

(理事会に関する準用)

第 38 条 理事会には、第 26 条の規定を準用する。この場合において「総会」とあるのは「理事会」と、「出席した正会員数」とあるのは「出席した理事の氏名」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 例会及び委員会

(例 会)

第 39 条 本会議所は、毎月 1 回以上例会を開く。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第 40 条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究及び審議し、又は実施するために委員会を設置する。

- 2 重要事業を行うために特別委員会を設置することができる。

(委員会の構成)

第 41 条 委員会は、委員長 1 人、副委員長 1 人以上 2 人以内及び委員若干人をもって構成する。

- 2 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長及び委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。ただし、副委員長は理事の中から任命することができる。
- 3 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第 7 章 資産及び事業計画

(資産の構成)

第 42 条 本会議所の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 43 条 本会議所の資産は、理事長が管理する。その管理方法は、理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第 44 条 本会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 本会議所の事業計画及び予算は、その事業年度開始前に次年度理事長予定者が作成し、理事会の承認を得たうえ、総会の議決を得なければならない。

- 2 予算が成立しないときは、成立する日まで前事業年度予算を執行する。
- 3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得たうえ、総会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

#### (会計区分)

第46条 本会議所の会計は、各事業年度ごとに一般会計、特別会計及び基金会計の3種に区分して処理する。

- 2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- 3 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模若しくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。
- 4 基金会計は、基金となるべき収支により積み立てられた資産及びその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

#### (資産の団体性)

第47条 本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し本会議所の資産に対しいかなる請求もすることができない。

## 第8章 管 理

#### (定款等の備え置き)

第48条 理事長は、定款その他諸規則、会員名簿並びに総会及び理事会の議事録を常に事務所に備え置かなければならない。

#### (報告書類の提出)

第49条 理事長は、在任年度終了後、すみやかに、その任期中の年度にかかる次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 会計報告書(収支決算書、財産目録、貸借対照表)
- 2 前項に規定する書類の提出は、当該年度終了後初に開かれる通常総会の会日の1週間前までにしなければならない。
  - 3 第1項の書類の提出を受けた監事は、厳正なる監査を行ない、その通常総会の前日までに意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。
  - 4 理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

#### (報告書等の備え置き)

第50条 理事長は、前項第1項に規定する書類をその通常総会の開催1週間前までに事務所に備え置かなければならない。

#### (書類の閲覧)

第51条 会員は、第48条及び前条の書類をいつでも閲覧することができる。

- 2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

#### (提出)

第 52 条 理事会は、通常総会終了後、遅滞なく第 49 条第 1 項の書類を社団法人日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

#### (事務局)

第 53 条 本会議所は、その事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長 1 人及び事務局員若干人を置く。
- 3 事務局長は、理事長及び専務理事の命を受け庶務を処理する。
- 4 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任命する。
- 5 前各号のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

### 第 9 章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第 54 条 この定款は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の同意を経たうえ、新潟県知事の認可を得なければ変更することができない。

- 2 この定款を変更した場合は、直ちに変更定款を社団法人日本青年会議所会頭に提出するものとする。

#### (解散)

第 55 条 本会議所は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

- 2 民法第 68 条第 2 項の規定により総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

#### (残余財産の処分)

第 56 条 本会議所の解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経、かつ、新潟県知事の許可を得て本会議所と類似の目的をもつ公益法人その他の団体に寄付する。

#### (清算人)

第 57 条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

### 第 10 章 雑 則

#### (施行規則等)

第 58 条 本会議所は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に定めるもののほか理事会の議決を得て施行に関する規則等を定める。

#### 附 則

- 1 本会議所の設立当初の役員は、第 28 条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 29 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 59 年 12 月 31 日までとする。
- 2 本会議所の設立初年度の事業計画及び予算は、第 45 条第 1 項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 小千谷青年会議所の解散の日において、その正会員であった者で、本会議所の設立に賛同した者は、第 7 条の規定にかかわらず正会員となるものとする。

- 4 前項の規定により正会員になった者は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず入会金を納入する必要がないものとする。
- 5 本会議所の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和 59 年 12 月 31 日までとする。

# (社) 小千谷青年会議所会員資格規定

## 第1章 目 的

第1条 本規定は、(社)小千谷青年会議所会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を規定し、会員の活動を充実せしめることを目的とする。

## 第2章 入 会

第2条 本会議所に入会を希望する者は、所定の申込用紙に正会員2名以上の推薦を得て理事長に提出し、仮入会の手続きを取らなければならない。

第3条 前条の推薦者の資格は次の各号のとおりとする。

(1) 入会后2ヶ年以上経過している者で過去1年間の例会出席率が60%以上の者

(2) 被推薦者に対して1年間の義務履行の連帯保証ができるもの。

第4条 理事会は、前項による申し込みを受けた場合、出席理事の過半数の賛成をもって2ヶ月間の仮入会を承認する。

仮入会の承認を受けた者は、オブザーバーとして、例会及び本会議所が主催又は主管する事業に積極的に参加し、この期間の終了後、正会員の資格の取得を理事会に申し出ることができる。

第5条 理事会は、前項による申し込みを受けた場合、この期間の活動について会員たるにふさわしいかを審査し、出席理事の3分の2以上の賛成をもって正会員資格取得を承認する。

第6条 前項の資格取得者は、所定の誓約書、写真及び入会金並びに会費を事務局に提出し、正会員となる。

第7条 定款第12条に定める入会金及び会費は次のとおりとする。

入会金	正 会 員	20,000 円
会 費	正 会 員	9,000 円/月
	特別会員	
	賛助会員	

## 第3章 会費の納入

第8条 前項に定める会費は、1月、5月に銀行口座引落としにて徴収する。年度途中入会する会員に対しては、入会時からの当月分から徴収する。

第9条 専務理事は会費を所定の期日までに納入しない会員に対して督促しなければならない。

## 第4章 休会及び退会

第10条 退会する会員は定款第16条に定めるところにより、債務を精算しなければならない。

第11条 定款第17条第1項に定める各号の行為があった時は、担当委員会が実情を調査し、理事会に報告する。

ただし同条第1項第4号の行為については本規定第12条の規定による。

2 理事長は、前項の報告をもとに会員に対して勧告をすることを要する。

3 勧告を受けた会員は、勧告日より15日以内に書面をもってその理由を理事会に提出しなければならない。

第12条 例会及び委員会並びに各種事業に対して欠席が4回以上におよんだ会員の所属委員長は、その会員に対して勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合は、理事会に報告する。

第13条 前条並びに第11条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、定款第17条により除名せしむることができる。

第14条 正会員は、やむを得ぬ理由により長期間、総会及び例会に出席できない時は書面をもって申し出をし、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の休会期間中の会費は、これを徴収するが特別の事情のある場合に限り理事会の承認を得て減免することができる。

3 休会した正会員が復会しようとする時は、書面をもって申し出なければならない。

## 第5章 特別会員

第15条 定款第8条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申請をし、特別会員となることができる。

## 第6章 賛助会員

第16条 定款第9条に定めるところによる賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出し、賛助会員となることができる。

2 会員資格は、1年限りとする。但し、再入会は妨げない。会費を納入しない時は退会したものとする。

## 第7章 特別顧問及び顧問

第17条 特別顧問は、学識経験があり、本会議所の活動に対して適切な指導及び助言を与える者とする。

2 顧問は、正会員で本会議所に特に功労のあった者とする。

3 特別顧問及び顧問の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

## 細 則

第18条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

## 附 則

本規定は本会議所の設立許可の日から施行する。

昭和59年6月8日施行

# (社) 小千谷青年会議所運営規定

## 第1章 目 的

第1条 本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため組織、運営等に関する事項を規定するものである。

## 第2章 役員の職務

第2条 本会議所の役員は、定款第30条に定める事項のほか、次の職務を有する。

### 1 理 事 長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任を有する。
- (2) 社団法人日本青年会議所総会、同地区協議会、同ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。
- (3) 副理事長、専務理事と常に意思の疎通をはかり、事業方針、運営方法を理解させ、各々に分担した職務を指導・監督する。
- (4) **災害対策活動特別会計**を管理し、甚大な災害にあった時もしくは災害支援に赴く際に当たり、**必要な費用を災害対策活動特別会計より執行する専権**を有する。理事会に対しては書面にて事後の報告義務を負う。また**執行額は当該年度の決算にて、一般会計より災害対策活動特別会計の充当義務を負う。ただし、当該年度の決算において充当が困難な時は、次年度の予算において充当する。**

### 2 直前理事長

毎回理事会に出席し、意見を求められたときは理事長経験を生かし、所務その他について必要な助言及び協力をする。ただし理事会での議決権はない。監事欠席の場合は職務を代行する。

### 3 顧 問

理事長より意見を求められたときは、必要な助言を与える。監事欠席の場合は職務を代行する。

### 4 副理事長

- (1) 理事長方針に従い担当委員会を統括（委員会事業、活動の直接の執行責任者ではなく、理事長と共に指導・監督する立場にある。）して活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を行う。
- (2) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をなし、本会議所の円滑な運営のため一体となって協力をする。

### 5 専務理事

所務並びに事務局を統轄する。

### 6 理 事

- (1) 本会議所の運営に関して責任を有し、職務上これを分担してそれぞれの職務を担当する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は理事会の決定に従う。

## 7 監 事

- (1) 監事は本会議所の業務及び財産状況を監査し、財産の状況又は業務の執行につき不正のあることを発見したときは、総会又は新潟県知事に報告しなければならない。
- (2) 監事は他の職務を兼務することはできない。

## 第3章 例 会

第3条 例会は原則として毎月12日開催とする。但し、当日が休日及び祭日の場合は、理事会の議決により変更することができる。

- 2 例会の運営については、遅くとも前月の理事会において承認を受けなければならない。

第4条 正会員は必ず例会に出席するものとする。

## 第4章 正副理事長会議及び理事会

第5条 定款第33条の理事会の運営を円滑ならしめるため、正副理事長会議を設ける。

- 2 正副理事長会議の構成は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事とし、議長は理事長がこれにあたる。
- 3 顧問及び監事は、正副理事長会議に出席し、必要な助言を与えなければならない。
- 4 正副理事長会議は、その必要により構成員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

第6条 正副理事長会議は、理事会に先だって必ず開催し、本会議所の運営方針及び理事会に提出する議案の検討を行う。

第7条 理事会は、原則として毎月1回開催する。

- 2 直前理事長、顧問、監事、日本青年会議所及び地区協議会並びにブロック協議会への出向者は理事会に出席し必要な助言を与えなければならない。
- 3 理事会の総括責任者は専務理事とする。

## 第5章 委 員 会

第8条 定款第40条の規定に基づき委員会を設置する。委員会の名称、主たる業務及び委員数は理事会において決定する。

- 2 重要事業の円滑な運営を図るため、その事業の目的に応じ理事長の方針により理事会の承認を得て特別委員会を設置する。特別委員会は、本規定第5章の委員会を特別委員会に読み替える。

第9条 委員会の構成は、定款第41条に定める事項による。

- 2 委員会は必要に応じて、委員外の会員の出席を求めることができる。
- 3 委員会は、年6回以上委員長がこれを招集し、議事録を作成して担当副理事長を通じて理事長に提出しなければならない。

第10条 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときは職務を代行する。

第11条 委員会は、理事長、担当副理事長または委員長が必要と認めたとき、若しくは所属委員の4分の1以上の要請があったとき委員長がこれを招集する。

第12条 委員会の議決は、所属委員の2分の1以上の賛成のにおいてのみ有効になる。可否同数なるときは、委員長がこれを決する。

第13条 委員会において調査審議した結果は、理事会に報告しなければならない。委員会の決議は理事会の承認を得なければ本会の決議とすることができない。

## 第6章 褒 賞

第14条 本会議所は、事業及び運営の活性化を図るため褒賞審査会（以下「審査会」という）を設置し、審査結果に基づき褒賞を行うことができる。

第15条 審査会は理事長、直前理事長及び理事長が指名委嘱する委員若干人をもって構成し、審査会の会長は理事長がこれにあたる。

2 審査会は11月5日までに設置し、その任期は12月31日とする。

第16条 褒賞の対象となる会員及び委員会は次の各号の基準に基づくものとする。

- (1) 全員出席を要する会合及び理事会の指定する事業に対する出席率（以下「出席率」という）及びJC活動が優秀であったと認められる会員
- (2) 社団法人日本青年会議所、同地区協議会、同ブロック協議会等で活躍し、本会議所の存在を著しく高め会員の誇りとなるような行為があった会員
- (3) 年間実質出席率が100%の会員（理事長は対象外）
- (4) 委員の出席率及び委員会活動が特に優秀であったと認められる委員会
- (5) 年令満了により正会員の資格を失う者及び退任する理事長
- (6) その他審査会で褒賞の対象になると認められた会員及び委員会

## 第7章 罰則（ペナルティー）

第17条 正会員が出席義務を有する総会、例会等に欠席、遅刻、早退、返信忘れをした場合はペナルティーを徴収する。

但し、前日までに事務局に届出をした場合は、これを減免することができる。

第18条 前項のペナルティーは理事会で決定し、理事会の指定した日までに事務局宛に納入しなければならない。

## 規 則

第19条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

第20条 本規定に定めのない事項については、日本青年会議所の定款、規則、規定及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、理事会において決議するものとする。

## 附 則

本規定は、本会議所の設立許可の日から施行する。

昭和59年6月8日施行

平成9年1月1日一部改訂

平成18年1月1日一部改訂

平成20年1月1日一部改訂

# (社) 小千谷青年会議所庶務規定

## 第1章 目 的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定するものである。

## 第2章 事 務 局

第2条 事務局は、定款第53条に定める事項により設置され、事務局長は理事長、専務理事の命により事務局の統轄、管理にあたる。

2 事務局長は正会員の中から選ばれ、必ず設けなければならない。

第3条 事務局の事務分掌は次の通りとする。

- (1) 財務の管理
- (2) 公式文書の整理保存
- (3) 会費の徴収
- (4) 会員名簿の完備
- (5) 物品、備品の保管、管理に関すること
- (6) 各種会合への参加奨励

第4条 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理、保存しなければならない。

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| (1) 本会議所の定款並びに諸規定        | 永久保存  |
| (2) 総会及び理事会の議事録          | 永久保存  |
| (3) 本会議所内部の文書            | 5年間保存 |
| (4) 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書 | 1年間保存 |
| (5) 本会議所会報及び事業収支報告書      | 永久保存  |
| (6) 事務局日誌                | 3年間保存 |
| (7) 受発信簿                 | 1年間保存 |
| (8) 前項に属さない文書            | 1年間保存 |

第5条 事務局長は、備品台帳を整備し出入を記載、備品を完全に管理しなければならない。

## 第3章 会計経理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとし、公益社団法人会計基準に準拠した運営を行う。

- (1) 帳簿（総勘定元帳・現預金出納帳・会費徴収簿）
- (2) 決算書類及び諸表  
（貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監査報告書・財産目録等）
- (3) 伝票（入金伝票・出金伝票・振替伝票）

第7条 金銭の出納は事務局長が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

(1) 収入については発行した領収書控

(2) 支出については受領した領収書

(3) 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払証明書

第8条 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金によって処理しなければならない。

第9条 予算の執行は理事長の専決事項とし、専務理事は、予算の執行にあたり、全般を管理する直接的責任を理事長に対して負うものとする。

2 委員長は予算の編成とその執行に関し適時適切な資料を作成し理事長に意見具申するとともに、所管事項に関する予算の執行について管理監督責任を理事長に対して負うものとする。

3 理事長は、予算の執行事項を副理事長及び専務理事に委任することができる。

4 委員長は執行にあたって計画を綿密にたて冗費をはぶき効果的に運用することに努め、単位事業が完了した時は速やかに計算書及び関係書類を揃え捺印の上、担当副理事長を経て、理事長に提出しなければならない。

第10条 事務局長は決算にあたって前払費用未収金、未収金等を整理し、仮払勘定は原則として各々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し、銀行預金残高証明等証拠書類を整えなければならない。

第11条 会計諸帳簿は次の区分に従い、保存するものとする。

(1) 決算書類 永久保存

(2) その他の会計書類 7年間保存

#### 第4章 慶 弔

第12条 正会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

(1) 正会員の結婚

(2) 正会員の死亡

(3) 正会員の長期に亘る傷病（30日以上入院）

(4) 正会員及び配偶者の出産（第1子のみ）

(5) 正会員の配偶者の死亡

(6) 正会員の家族の死亡（1親等）

(7) その他理事長が必要と認めた時は、正副理事長会議で協議決定し、これを理事会に報告する。

#### 第5章 旅費・交通費

第13条 正会員の会務による出張、出向等の旅費、交通費については理事会で審議し、必要と認めるものは支給することができる。

#### 第6章 雑 則

第14条 会員は下記事項につき変更を生じた場合には速やかに事務局宛書面による変更届を提出しなければならない。

(1) 職 業

(2) 勤務先

(3) 役 職

- (4) 勤務先住所
- (5) 商号
- (6) 自宅住所
- (7) 家族構成
- (8) 電話番号

## 細 則

第15条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。附 則  
本規定は、本会議所の設立許可の日から施行する。

昭和59年6月8日施行

# (社) 小千谷青年会議所役員選任規定

## 第1章 総 則

第1条 定款第28条2項に定める役員の選任手続きは、この規定による。

## 第2章 役 員

第2条 理事長

理事長は本規定第4章、第5章によって選任される。

第3条 直前理事長

直前理事長は、前年度の理事長が就任する。

第4条 副理事長、専務理事、理事

副理事長、専務理事、理事は次年度理事長予定者が指名する。

第5条 監事

監事は、本規定第6章によって選出される。

## 第3章 理事長及び監事選出委員会

第6条 理事長及び監事の選出に関する事項を処理、管理するために理事長及び監事選出委員会（以下「選出委員会」という）を置く。

第7条 選出委員会は次の5名をもって構成し、6月5日までに決定し、任期は12月31日までとする。

- (1) 理事長
- (2) 直前理事長
- (3) 理事長が指名する正会員3名

但し、委員が候補になった場合は変更しなければならない。

2 選出委員会は、理事長及び監事の選出に関するすべての運営を行う。

## 第4章 理事長候補者の資格及び立候補並びに推薦

第9条 選出委員会は理事長選出規定要項を6月25日までに会員に報告しなければならない。

第10条 理事長候補者の資格を有する者は、次の各号に該当する正会員でなければならない。

- (1) 入会5ヶ年以上経過し、年齢30才以上の者
- (2) 役員を2回以上経験している者
- (3) 前年度1年間の例会出席が70%以上の者
- (4) 次年度において正会員の資格のある者
- (5) 会費を期日までに納入している者

第11条 理事長に立候補する者は、次の書類を7月1日より7月5日までの間に選出委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名、経歴書
- (2) 青年会議所における履歴書及び所信

(3) 推薦人 正会員 2 名 (選出委員を除く)

第 12 条 前条に規定する立候補者とは別に理事会は候補者を 7 月 5 日までに推薦することができる。

第 13 条 推薦を受けた候補者は 7 月 15 日までに第 11 条に定められた書類を選出委員会に提出しなければならない。

### 第 5 章 理事長候補者の資格審査及び選出

第 14 条 立候補及び推薦候補を受理した選出委員会は候補者の資格審査を 7 月 31 日までに行なう。

第 15 条 前条の資格審査で候補者 1 名の場合は、理事会の承認を得て理事長候補者を選出する。

- 2 候補者が 2 名以上ある場合は正会員の選挙によって理事長候補者を選出する。
- 3 前項の選挙は 8 月 15 日までに行なわなければならない。

### 第 6 章 監事の選出

第 16 条 選出委員会は、監事候補者 1 名以上 2 名以内の選出を行なう。

第 17 条 前条によって選出される次年度監事候補者は次の各号に該当しなければならない。

- (1) 入会 5 ヶ年以上経過し、年齢 30 才以上の者
- (2) 役員を 2 回以上経験している者
- (3) 前年度 1 年間の例会出席率が 60%以上の者
- (4) 次年度において正会員の資格のある者
- (5) 会費を期日までに納入している者

### 第 7 章 次年度理事長予定者及び監事予定者の選任

第 18 条 選出委員長は、選出された理事長候補者及び監事候補者を総会に報告し承認を求めなければならない。総会で選任された候補者は次年度理事長予定者及び次年度監事予定者となる。

### 第 8 章 副理事長及び専務理事並びに理事の指名選出

第 19 条 次年度の理事長予定者は、9 月末日までに、正会員の中から副理事長、専務理事及び理事を指名選出しなければならない。

但し、下記の者は被選者となり得ない。

- (1) 選出委員会において監事に選出された者
- (2) 次年度において正会員の資格なき者
- (3) 会費の納入を遅滞している者

### 第 9 章 通知・報告・承認

第 20 条 理事長は、9 月末日までに、本規定の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第 21 条 理事長は、定款第 28 条の規定により、12 月の通常総会、あるいは 12 月末日までに行なわれる臨時総会において、次年度役員の選出に関する経過の概要を説明し、その承認を得なければならない。

#### 第 10 章 役員の補充選任

第 22 条 理事長は、本規定によって選出された役員に欠員が生じ、その補充が必要なときは、正会員の中より指名によって選出する。その指名選出は、本規定第 19 条に準じて行なうものとする。

2 理事長は、役員の補充選任が行われた以後、最初の総会において役員の選任に関する概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

#### 細 則

第 24 条 本規定の施行に関する規定は、理事会の決議を以って定める。

#### 附 則

本規定は、本会議所の設立許可の日から施行する。

昭和 59 年 6 月 8 日施行

# (社) 小千谷青年会議所運営原則

## 申し合わせ事項

### 正副理事長会議

- (1) 正副理事長会議の総括責任者は専務理事とする。
- (2) 正副理事長会議の構成は理事長、直前理事長、副理事長、専務理事とし、

### 議長は理事長がこれにあたる。

- (1) 顧問及び監事は正副理事長会議に出席し意見を述べなければならない。
- (2) 事務局長及び理事は常時出席できる。  
この他正副理事長会議構成者が必要と認めた者はオブザーバーとして出席できる。
- (3) 正副理事長会議は理事会に先だって必ず開催しなければならない。
- (4) 理事会にかけると審議し理事会に発議する。
- (5) 担当副理事長を通して上がってくる委員会決定事項及び委員会活動を審議し、承認した事項を理事会に報告する。

### 理 事 会

- (1) 理事会の総括責任者は専務理事とする。
- (2) 理事会構成者は理事長、副理事長、専務理事、理事とし、議長は理事長がこれにあたる。
- (3) 直前理事長、顧問、監事及び日本青年会議所、地区協議会、ブロック協議会への出向者は理事会に出席し意見を述べなければならない。
- (4) 理事会へ提出する議案は、正副理事長会議を経たものに限る。但し緊急及び重要事項は理事長決裁とする。
- (5) 理事会の議事録の作成は、総務委員会がこれを行う。
- (6) 理事会の運営は総務担当理事がこれを行う。
- (7) 年頭に於いて、諸規則及び運営上の取り決めの確認及び決議を行う。また、その中で全員参加事業及び新たな会費負担が伴う事業・活動は、定款第 25 条により総会に諮らなければならない。
- (8) 理事会で決定した事項に関して理事はその責任を負い、事業活動により責務超過が発生した場合は、理事が均等に責任を負うものとする。ただし、反対の意思表示を明確に表明した理事はこの限りではない。
- (9) 理事会での審議内容及び決議は、例会・その他の手段で会員に報告しなければならない。

- (10) 対外団体からの協力・後援・共催などの要請があったときは、別に定める依頼書の提出を求め、理事会で審議しなければならない。要請受諾を決したならば速やかに会員に告知しなければならない。
- (11) 入会3年以下の会員を対象にオリエンテーションを年1回以上企画しなければならない。

#### **定款及び諸規定による理事会の役割**

1. 正会員の入会の承認（定款第7条）
2. 特別会員の入会承認（定款第8条）
3. 賛助会員の入会承認（定款第9条）
4. 正会員の休会の承認及びその期間中の会費の決定（定款第14条）
5. 退会する会員のその年度の会費の決定（定款第16条）
6. 特別顧問の推薦（定款第32条）
7. 総会に付議すべき事項の審議（定款第37条）
8. 総会で決議した事項の執行に関する事（定款第37条）
9. 総会の決議を要しない所務の執行に関する事（定款第37条）
10. 例会の運営に関する事（定款第39条）
11. 委員長、副委員長、委員の任命に関する事（定款第41条）
12. 資産の運営に関する事（定款第43条）
13. 事業経営及び予算の決定並びにその変更の承認（定款第45条）
14. 事務局長の選任及び事務局の運営に関する事（定款第53条）
15. 施行に関する規則等の制定（定款第58条）
16. 新入会員の仮入会の承認（会員資格規定第4条）
17. 委員会の設置に関する事（運営規定第8条）
18. ペナルティーに関する事（運営規定第18条）
19. 旅費及び交通費の支給に関する事（庶務規定第13条）
20. 理事長候補者の推薦（役員選任規定第12条）

#### **総会の承認・決議事項**

1. 正会員の入会金の決定（定款第12条）
2. 正会員、特別会員及び賛助会員の会費の決定（定款第12条2項）
3. 正会員の特別負担金の額及び徴収方法の決定（定款第13条2項）
4. 会員の除名（定款第17条）
5. 役員を選任（定款第28条）
6. 役員を解任（定款第31条）
7. 特別顧問の推薦決議（定款第32条）
8. 事業計画、予算の決定及びその変更の承認（定款第45条）
9. 事業報告及び会計報告の承認（定款第49条）
10. 定款の変更（定款第54条）
11. 解散時における残余財産の処分（定款第56条）

12. 清算人の選任（定款第 57 条）

13. 理事長予定者及び監事予定者の承認（役員選任規定第 18 条）

## 委員長、副委員長の役割について

### ＜委員長＞

1. 委員長は委員会を代表して会務を統括する。
2. 特に定める場合以外委員会の議長となる。
3. 担当副理事長を補佐する。
4. 理事会に副理事長を通じて議題を提出し、理事会に出席し関係議題について意見を述べなければならない。
5. 各種大会、コンファレンス、セミナー、シンポジウムには積極的に参加する。
6. 事業計画遂行のための協賛金、寄附金、特別負担金等がある場合は、事業計画書及び予算を理事会に提出し、総会の決定を得る。又、事業年度終了後はただちに事業報告書、決算書を担当副理事長に提出し、理事会を経て総会の決定を得る。
7. 次年度委員長及び委員が決定しだい速やかに委員会を開催し、次年度理事長方針に沿い事業計画案・予算案を作成し担当副理事長を通し理事長に提出する。
8. 委員長は担当委員会を招集し、主宰し、本会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。また、その執行責任者である。
9. 事業終了後速やかに、事業報告書（申し送り事項、反省などを含み、事業内容がよく判るように写真や添付資料を添える事）決算書を作成し担当副理事長を通し、理事長に報告し理事会の承認をとる。
10. 委員長は青年会議所活動全般に渡る諸規則、慣例、各役職の職務を熟知し委員に周知徹底させる。

### ＜副委員長＞

1. 副委員長は委員長を補佐し、万一事故ある時は、その職務を代行する。
2. 事業計画の具体化の為に、担当職務を掌握し、会務を執行する。
3. 事業計画遂行の為に資料、文献、印刷物を十分に調整し、事前に準備する。
4. 各事業計画の具体化に伴う予算配分を充分配慮しチェックする。
5. 委員長と共に各種大会、コンファレンス、セミナー、シンポジウムに積極的に参加する。